

令和5年7月18日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小金澤 健司

令和5年度 誘客促進強化事業（国内）「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業において下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1 事業名

令和5年度 国内誘客促進強化事業（国内）「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】

2 事業目的

国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、開催しません。

事業内容に関する質問は個別にメールにて受付し、速やかに返信します。

4 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1)質問締め切り | 8月10日（木）16：00までメールにて受付 |
| (2)募集締め切り | 8月18日（金）17：00までメールと郵送必着 |
| (3)採択結果通知 | 8月28日（月）以降メールにて可否を通知します。 |

※企画書は下記提出先まで紙面（5部）、並びにデータで提出すること。

〈お問合せ先〉

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

事業企画本部 プロモーション部

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

担当：柳原・林 二名宛にメール願います。

柳原：y_yanagihara@visithkd.or.jp,

林：m_hayashi@visithkd.or.jp

以上

令和5年度 誘客促進強化事業（国内）「メディアタイアップ情報発信事業」【後期】
募集要項

1 事業目的

国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

2 助成対象者

- ① 在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局 地上波放送のみ。
東京都、大阪府に本社を置くテレビ放送を行う放送局（代理店、支社等含む）
- ② 上記以外のテレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）

3 取材対象期間

- ・【前期】令和5年5月採択後～令和5年7月末（募集終了）
- ・【後期】令和5年8月～令和6年2月15日

4 対象露出期間

- ・【前期】令和5年5月採択後～令和5年8月末まで（募集終了）
- ・【後期】令和5年8月～令和6年2月28日

5 助成対象および金額

- ・取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費、人件費等）及び編集費を対象とする。※飲食代、放送電波料等は含まれません。

【対象者/金額】

- ① 在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局（代理店、支社等含む）
上限額 4,000千円（税込）
- ② 上記以外のテレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）
上限額 下記3つ応募枠の内、いずれかをお選びいただき応募願います。
500千円（税込）、1,000千円（税込）、1,500千円（税込）
※企画提案は1者1提案とする。
(①又は②のどちらかとなり、②についても重複応募は認められません。)

6 選定方法と採択数

- ・事業者の選定方法

ヒアリングは実施せず、あらかじめ当機構が設置した審査会において企画提案書の書類審査を行い選定する。

採択総額は、34,000千円（税込）、採択数は【後期】30媒体程度を予定とする。

- ① 在京テレビジョン放送局、在阪テレビジョン放送局（代理店、支社等含む）
上限額 4,000千円 1社程度
- ② 上記以外のテレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店、支社等含む）
500千円枠 4社程度、1,000千円枠 19社程度、1,500千円枠 6社程度

7 企画提案の内容、テーマ等

・次の(1)～(3)の条件を満たす北海道の特集であること。

- (1) エリアを絞った拠点周遊型観光、滞在型観光を想起させる企画
- (2) 身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画
- (3) 以下のいずれかのポイントが明確である企画

- ① 市場性（ファミリー層、一人旅、女子旅層、アクティブシニア層など）
- ② テーマ性

「ケアツーリズム」※1、「ナイトタイムエコノミー」、「ワインツーリズム」、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」「世界自然遺産知床」「アドベンチャートラベル（AT）」
「冬のアクティビティ」、「北海道・北東北縄文遺跡群」、など

- ③ ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）

※1 癒しや健康、ユニバーサルツーリズムなど、心と体のケアをテーマとしたツーリズム

(4) 取材対象素材

・北海道内各地域のリアルな観光コンテンツをPRするため、当機構で運用・発行する以下の観光WEBサイトを参考に取材することとする。

- ① 北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE!」

URL: <https://www.visit-hokkaido.jp/>

- ② 「北海道トラベルナビ」

URL: <https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/> ※観光施設に係るものに限る

(5) その他

- ① 編集にあたっては、北海道観光振興機構ロゴ、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴ、イメージキャラクターとして北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を必ず活用すること。各ロゴ素材は機構と協議の上掲載すること。
- ② 当機構が取り組みを進める、「HOKKAIDO LOVE! LINE公式アカウント」、「HOKKAIDO LOVE!キュンちゃんと旅してたまるアプリ」のQRコード等の掲載を検討すること。

8 企画提案応募条件

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

9 選定基準

●コンセプトの理解度

- ・エリアを絞った拠点周遊型観光、滞在型観光を想起させる記事内容であるか
- ・身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させるか

●企画力

- ・上記コンセプトを具現化する企画となっているか
- ・企画提案指示書で示した市場性、テーマ性、ストーリー性のいずれかの掲載提案内容であるか
- ・興味を引く切り口、取材地域、取材スポット等が取り入れられているか

●媒体力

- ・提案媒体の量（発行部数・発行エリア等）、質（対象顧客層への深耕度・継続性等）を総合評価
- ・提案内容の総ページ数や記事数、想定される対象顧客層総数などを総合評価

●経済合理性

- ・企画提案の広告換算価値が2倍以上であるか。
- ・ホームページ、web ページ、SNS等を活用した複合的な露出を定量測定できる企画、又は北海道のお土産・宿泊券プレゼント企画等の効果測定可能な内容については加点評価とする。

●採択通知

令和5年8月28日（月）以降メールにて採否を通知する。

10 公募申請提案に必要な書類

下記書類を各5部提出すること。

(1) 企画提案書【様式1】

上記様式1のほか、下記①～⑦の内容を10枚以内にまとめPDFデータとしてメール送付すると共に郵送でも送付すること。

- ① 媒体名
- ② 媒体の概要が分かる資料（発行部数／放送エリア、読者／視聴者データなど）
- ③ 掲載時期／放送時期
- ④ ページ数／放送時間帯・尺等
- ⑤ 特集テーマ
- ⑥ 取材場所、取材時期、取材人数（取材行程表を提示すること）
- ⑦ 提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出すること）

(2) 見積書（PDF データ送付）

取材費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等）、取材人数を明記すること編集費（タレント、モデル等の出演費は含まない）を記載のこと。

11 提出期限

令和5年8月18日（金）17：00迄 メールと郵送必着

1.2 提出先

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

担当：柳原・林

TEL 011-231-5881

柳原：y_yanagihara@visithkd.or.jp,

林：m_hayashi@visithkd.or.jp

1.3 採択後の手続き

- (1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して見積書及び本紙を郵送すること。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。
- (3) 成果物には上記7(5)のロゴ素材の掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。
- (4) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

1.4 事業完了後の手続き

- (1) 記事掲載後、当機構が定める様式による完了報告書【様式2】（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告書本文を作成すること。
- (2) 成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3) 各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV等）を記載すること。
- (4) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能なものを提出すること（URL提示のみは不可）。
- (5) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはデータ送信による提出とする。
- (6) 完了報告書・成果品の提出とともに請求書を発行すること。
- (7) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

1.5 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

- (4) この募集要項に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。